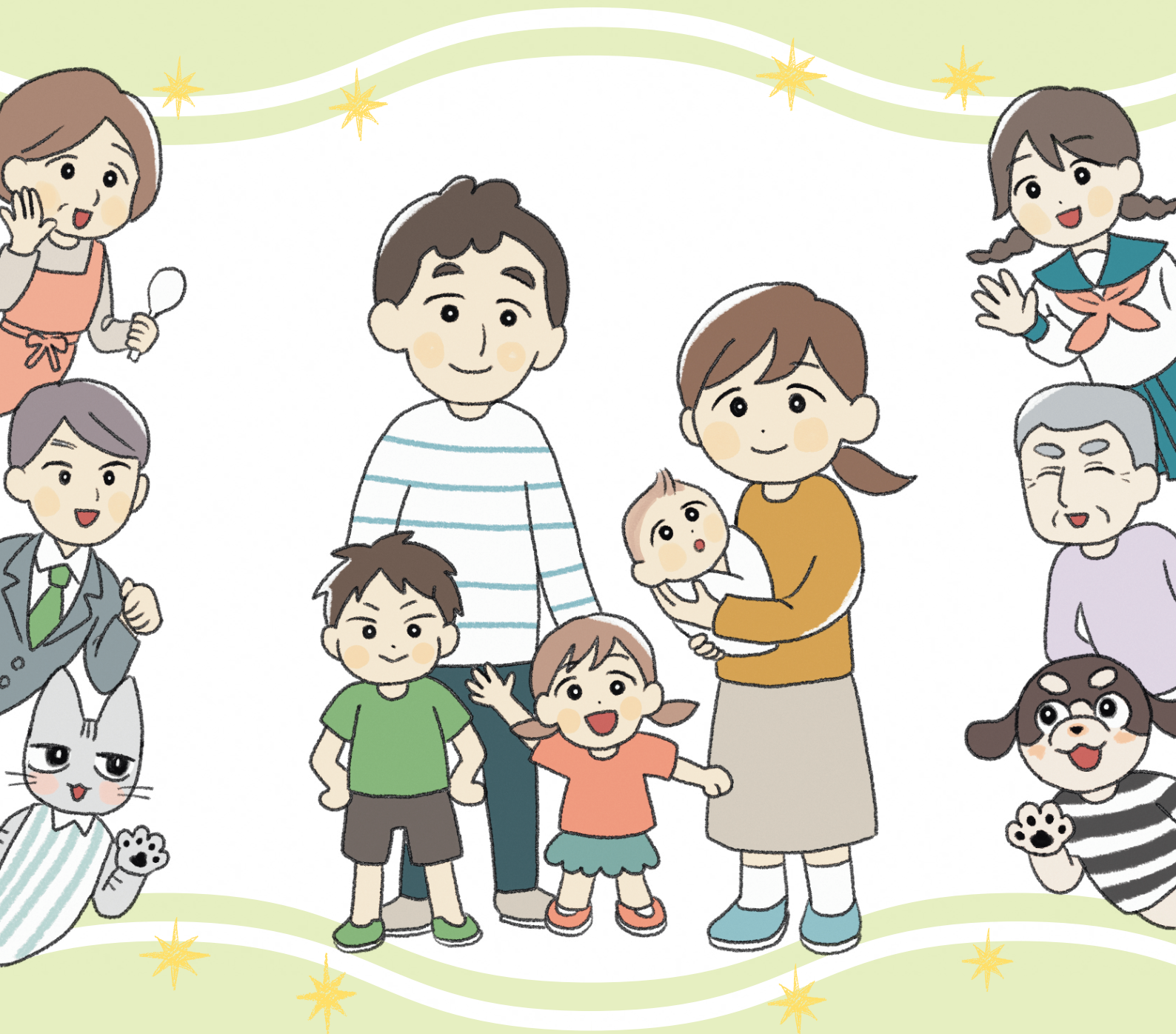


島田市 こども計画



令和7年3月
島田市

はじめに

すべてのこども・若者は、未来の社会を支える原動力であり、国や地域の大切な宝です。また、将来に明るい希望を持ちながら成長することは、私たち市民の願いでもあり、そのためには、一人ひとりが、自分らしく、たくましく、いきいきと暮らすことができるよう、家族、学校、地域、行政などが一体となって、支援をしていくことが重要です。

市内では、地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯が増え、顕在化しています。このような状況に対応するため、本市は、母子保健・児童福祉の両機能に加え、子育てコンシェルジュや育児サポーター、発達相談なども含めた総合的な相談支援体制として、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置し、こどもやその家庭に対する切れ目ない支援を行っています。

国の動きとしては、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、こども家庭庁が設立され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者の健やかな成長を支援する様々な施策が推進されています。

こうした国の動向を踏まえ、本市では、「島田市こども計画」を策定いたしました。この計画は、こども・若者、子育て当事者に対する施策を総合的に推進するために、これまで別々に策定していた「島田市子ども・子育て支援事業計画」、「島田市子どもの貧困対策推進計画」、「島田市子ども・若者育成支援計画」を一体的に定めたものでもあります。

本計画では、基本理念として「こども かがやく しまいく ～育てよう 自分らしく生きる力を 支えよう こども・若者の笑顔を～」を掲げています。これは、未来を担うこども・若者の生きる力と多彩な可能性を育むために、地域全体で支えあえる子育て応援都市を目指すものです。その実現のために、子育て支援のさらなる充実に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました「島田市子ども・子育て会議」の委員の皆様、日ごろから子育て支援にご尽力いただいている関係者、関係団体の皆様、アンケート調査などに際して多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。



令和7年3月

島田市長 染谷 絹代

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	2
2	踏まえるべき国の動き	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画の対象	5
5	計画の期間	5
6	計画の策定体制	6
第2章	島田市のこども・若者を取り巻く現状	9
1	統計からみる島田市の現況	10
2	アンケート調査結果からみる島田市の現況	24
第3章	計画の基本的な考え方	27
1	計画の基本理念	28
2	計画の視点	30
3	数値目標	31
第4章	少子化対策に関する取り組み	33
	施策体系	34
	施策Ⅰ 妊娠期からはじまる切れ目のない支援体制の充実	35
	施策Ⅱ 地域における子育て支援の充実	39
	施策Ⅲ 就学前のこどもの教育・保育環境の充実	48
	施策Ⅳ 子育て家庭への負担の軽減及び子育て環境の整備	52
	施策Ⅴ 特別な支援が必要な家庭の生活の向上	57
第5章	こども・若者育成支援に関する取り組み（第3期島田市子ども・若者育成支援計画）	63
	施策体系	64
	施策Ⅰ こどもまんなか社会に向けた機運醸成	65
	施策Ⅱ こども・若者の豊かな心と体の育成	68
	施策Ⅲ こども・若者の居場所・活動の充実	71
	施策Ⅳ こども・若者が希望を持てる社会づくり	76
	施策Ⅴ こども・若者が安全・安心に暮らせる環境づくり	80
	施策Ⅵ 困難を有するこども・若者の自立に向けた支援	83
第6章	こどもの貧困対策に関する取り組み（第2期島田市こどもの貧困対策推進計画）	93
	施策体系	94
	施策Ⅰ 教育機会の充実	98
	施策Ⅱ 生活の安定に資するための支援の充実	103
	施策Ⅲ 支援につながる仕組みづくり	107

第7章	こども・子育て支援に関する取り組み（第3期島田市子ども・子育て支援事業計画）	113
1	量の見込みと確保の内容の設定にあたって	114
2	教育・保育事業の量の見込みと確保の内容	116
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	120
第8章	計画の推進にあたって	137
1	計画の推進体制	138
2	計画の進捗管理と評価	138
資料編		139
1	ライフステージ別施策一覧	140
2	こども基本法（抜粋）	143
3	子ども・若者育成支援推進法（抜粋）	147
4	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	150
5	子ども・子育て支援法（抜粋）	154
6	子ども・子育て会議条例	156
7	子ども・子育て会議委員名簿	158
8	計画策定の経過	159
9	用語解説	160

島田市のこども・子育てを応援する「しまいく」オリジナルキャラクターの紹介



シマイヌ

子育て家庭を全力で支えるボーダー服が大好きなみんなのサポーター犬



シマネコ

ストライプのワンピースがお気に入り
3匹の子猫を育てるママ猫

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、様々な取り組みを展開してきました。さらに、平成 27 年に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

島田市（以下、「本市」という。）では、これまで「しまだ子ども未来応援プラン（島田市子ども・子育て支援事業計画）」、「島田市子どもの貧困対策推進計画」、「しまだ大井川「子ども・若者プラン」（島田市子ども・若者育成支援計画）」を策定し、こども・若者や子育て家庭への支援に関する様々な取り組みを推進してきました。

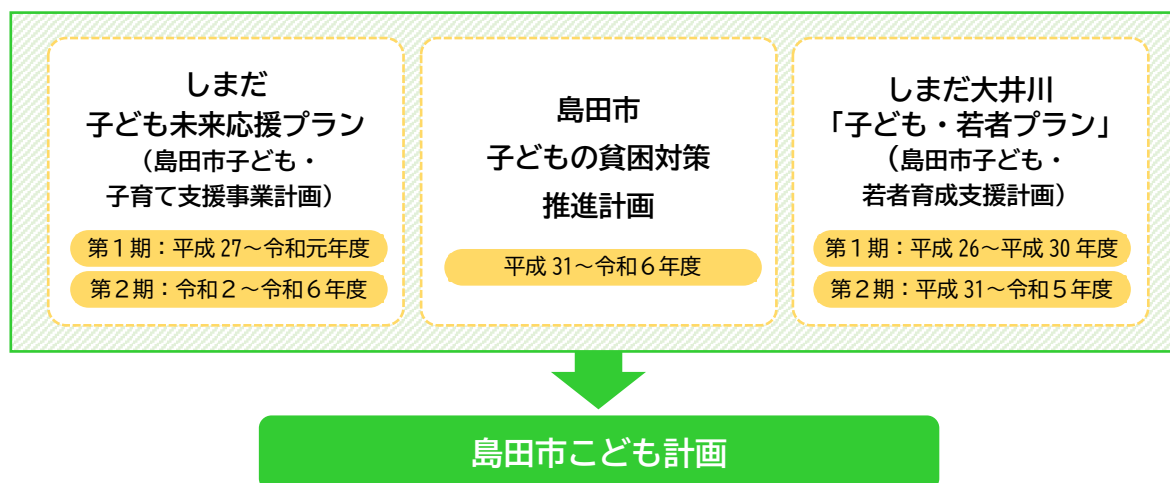
しかしながら、こども・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、その結果生じた様々な困難や新たな課題に対応できずにいるこども・若者が増え、若年無業者（ニート）、ひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題がコロナ禍も影響し、さらに深刻化・長期化しています。

また、若い世代が結婚や子育ての将来展望が描けないことや、子育て当事者の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まったことなどが影響し、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況です。

このような状況を踏まえ、国では令和 5 年 4 月にこども家庭庁が発足し、同時に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

このたび策定する、「島田市こども計画」（以下、「本計画」という。）は、「こども基本法」に基づき、これまでの本市のこども施策に関する計画を一体的に策定し、こども・若者、子育て当事者に対する子育て支援施策の総合的な推進を目指すものです。

■これまでの島田市のこども施策に関する計画と本計画の関係



2 踏まえるべき国の動き

■こども施策に関する法律・制度の近年の動向

	法律・制度など	内容
令和元年 6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律を一部改正する法律成立	こどもの権利の尊重・教育機会の保障・保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことが明記。また、市町村においてもこどもの貧困対策についての計画策定が努力義務化。
令和元年 11月	子供の貧困対策に関する大綱閣議決定	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正を踏まえて、こどもの貧困対策に関する理念、取り組みの方針や重点施策が示された。
令和3年 4月	子供・若者育成推進大綱閣議決定	こども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
令和3年 5月	子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ	令和元年に設置された子どもの権利擁護に関するワーキングチームにおける議論を踏まえ、社会的養護やこどもの意見表明のあり方について示された。
令和3年 12月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	一人ひとりのこどもの Well-being を高め、こどもまんなか社会を目指すために、こども家庭庁を創設することが明記。
令和4年 6月	児童福祉法等の一部を改正する法律成立	児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された。
令和4年 6月	こども基本法成立	少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることとされた。
令和5年 4月	こども家庭庁設立	こどもまんなか社会の実現に向けた取り組みを後押しするための司令塔として設立。内閣府の外局としてこども政策全般を所管。
令和6年 6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律改正	こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の名称を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠及び他計画との関係

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

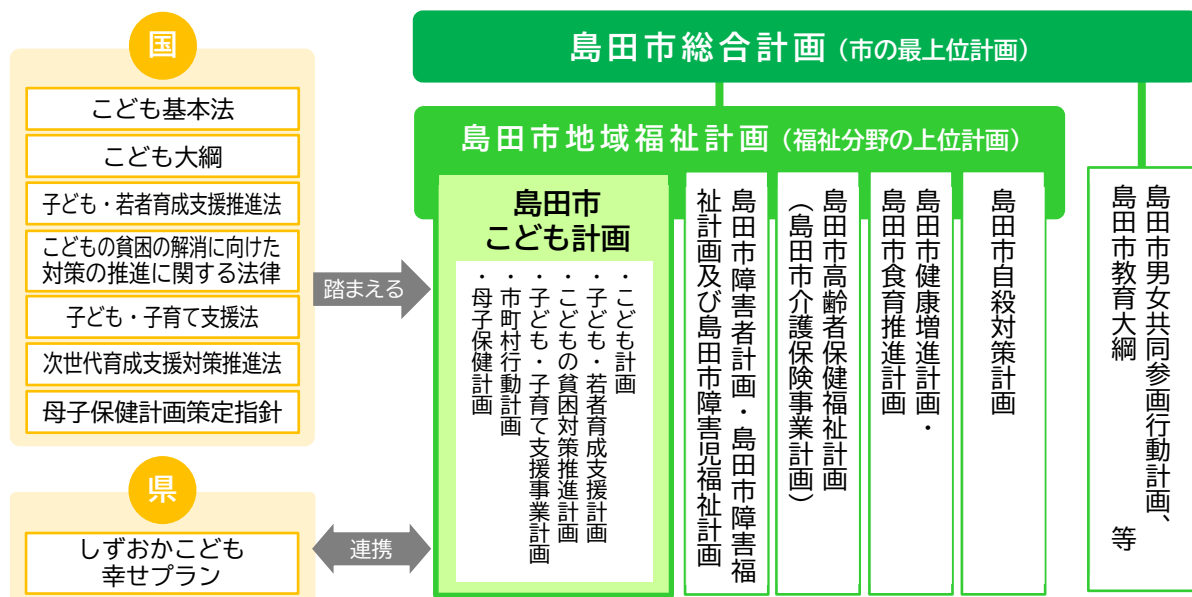
また、本計画は、「こども基本法」第10条第5項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を一体として策定しました。

なお、「島田市総合計画」及び「島田市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する他の計画と整合・連携を図りながら策定しました。

■一体として策定する計画

- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」
- 「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- 「母子保健計画策定指針」を踏まえた「母子保健計画」

■計画の位置づけ



(2) SDGs（持続可能な開発目標）との関連

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から令和12年までの15年間の行動目標です。

17の目標、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本市においても、SDGsの理念を踏まえて、こども施策を展開します。

■SDGsの17の目標

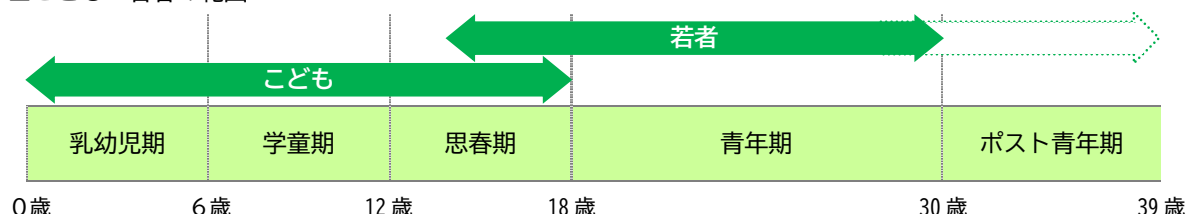


4 計画の対象

本計画のこども・若者の範囲は0歳からおおむね 30 歳未満の者としませんが、施策によってはポスト青年期（40 歳未満）を対象とします。

本計画の対象は、こどもが若者となり大人になるまでの心身の発達の過程において、こどもの健やかな成長に対する必要な支援を行うため、こども・若者、妊産婦、子育てをしている保護者、子育て支援に関わる事業者、子育て支援団体、地域住民等、本市のすべての市民及び団体等を広く対象とします。

■こども・若者の範囲



5 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

■計画の期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画の調査・策定		島田市こども計画（5年間）				

6 計画の策定体制

(1) 検討体制

「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、「島田市子ども・子育て会議」を設置し、計画に関する審議を行い策定しました。

(2) アンケート調査の実施

① 子ども・若者実態調査

「子ども・若者実態調査」は、島田市在住のこども・若者の普段の生活や考え等を把握し、基礎資料とすることを目的に実施しました。

■実施概要

- ・調査対象：市内在住の15歳～39歳 1,000件
- ・抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- ・調査期間：令和6年2月19日～3月3日
- ・調査方法：二次元コード付きハガキによる配布・WEB回答

	配布数	有効回収数	有効回収率
15歳～39歳	1,000件	281件	28.1%

② 子どもの生活実態調査

「子どもの生活実態調査」（以下、「生活実態調査」という。）は、こどものいる家庭の生活状況や、こどもの様子、子育ての悩みや困りごと等の実態を把握し、基礎資料とすることを目的に実施しました。

■実施概要

- ・調査対象：島田市立の小学校5年生、中学校2年生 1,680件
島田市立の小学校5年生、中学校2年生の保護者 1,680件
- ・抽出方法：全数調査
- ・調査期間：令和6年2月29日～3月13日
- ・調査方法：学校を通じた配布・回収

	配布数	有効回収数	有効回収率
小中学生	1,680件	1,530件	91.1%
小中学生保護者	1,680件	1,454件	86.5%

③ 子ども・子育てに関するニーズ調査

子ども・子育てに関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）は、保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握し、基礎資料とすることを目的に実施しました。

■実施概要

- ・調査対象：市内在住の「就学前児童」の保護者 1,600 件
市内在住の「小学生児童」の保護者 1,000 件
- ・抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- ・調査期間：令和6年2月19日～3月3日
- ・調査方法：郵送による配布・回収

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,600 件	881 件	55.1%
小学生児童	1,000 件	554 件	55.4%

④ こども・若者アンケート調査

「こども・若者アンケート調査」は、島田市在住のこども・若者の学校や家庭など身近な環境やこどもの権利、本市に対する思いや考えを把握し、基礎資料とすることを目的に実施しました。

■実施概要

- ・調査対象：市内在住の6歳～18歳
- ・調査期間：令和6年6月17日～6月30日
- ・調査方法：市ホームページ、市公式LINE、しまいく+（ぷらす）による公開・WEB回答
- ・回収数：178件

（3）パブリックコメントの実施

市民に対し、本計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の確保を図るとともに、本計画に市民の意見を反映させることを目的として、令和6年12月23日から令和7年1月21日にかけてパブリックコメントを実施しました。



第2章

島田市のこども・若者を取り巻く現状

1 統計からみる島田市の現況

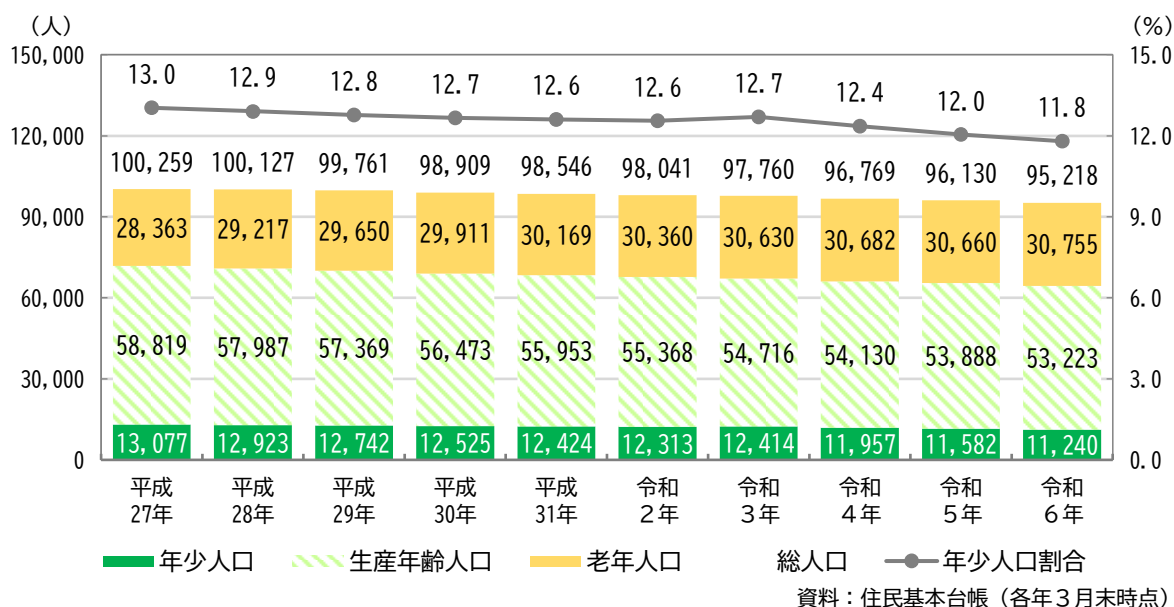
(1) 人口の状況

本市の総人口は減少傾向にあり、令和6年3月末には95,218人となっています。

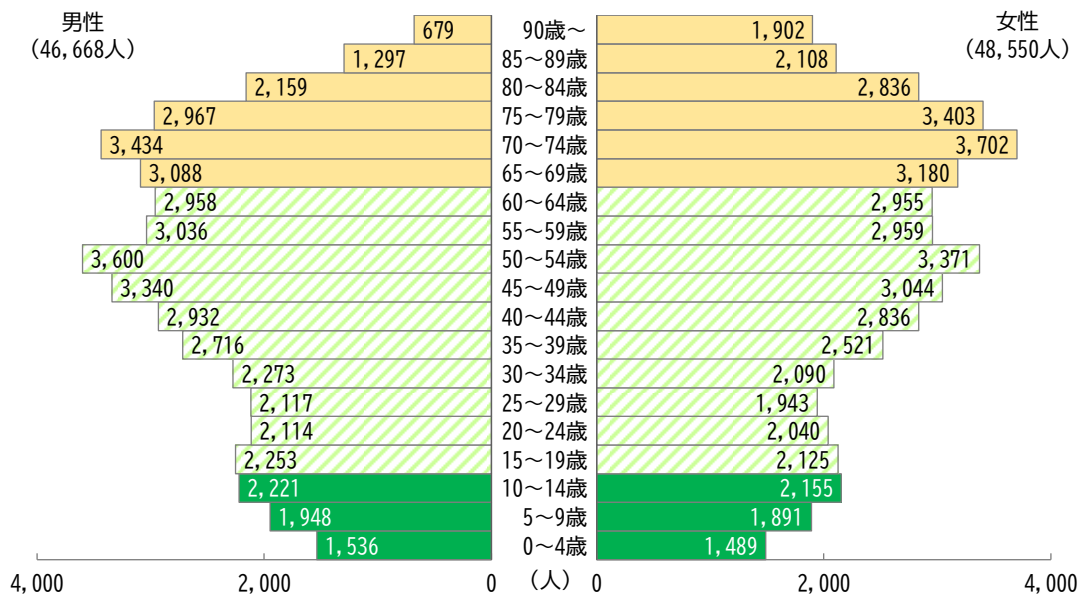
年齢別でみると、老年人口は増加傾向にあるのに対して、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、少子高齢化の傾向が続いています。年少人口割合は令和6年で11.8%となっています。

令和6年3月末時点の人口構成を男女別・年齢別にみると、男女ともに70～74歳、また50～54歳のいわゆる団塊世代、団塊ジュニア世代の人口が多くなっています。一方、団塊ジュニア世代のこども世代にあたる部分にふくみはみられず、15歳未満の人口は少なくなっています。

■総人口の推移



■島田市の人口ピラミッド

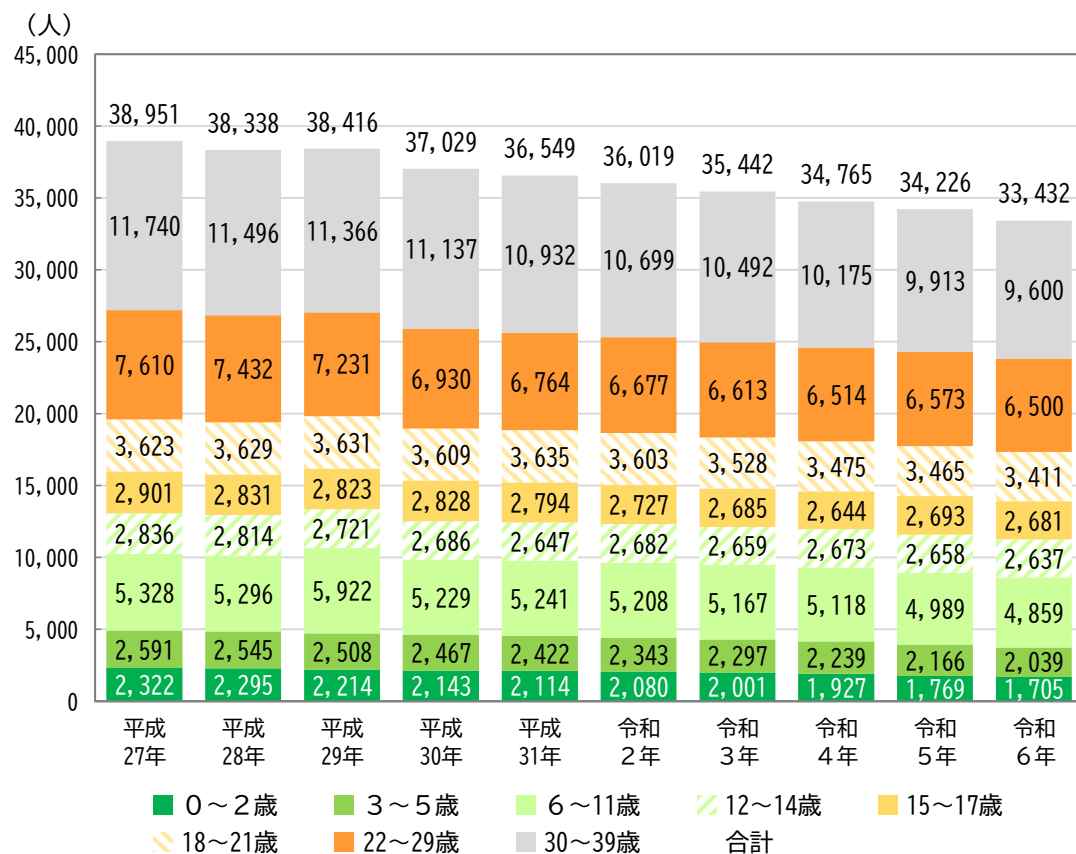


(2) こども・若者の人口の状況

本計画の対象となる、本市のこども・若者の人口は平成 29 年以降継続的に減少しており、令和 6 年 3 月末には 33,432 人となっています。

年齢別にみると、平成 27 年から令和 6 年にかけて 0～2 歳、3～5 歳で特に減少しています。

■こども・若者の人口の推移



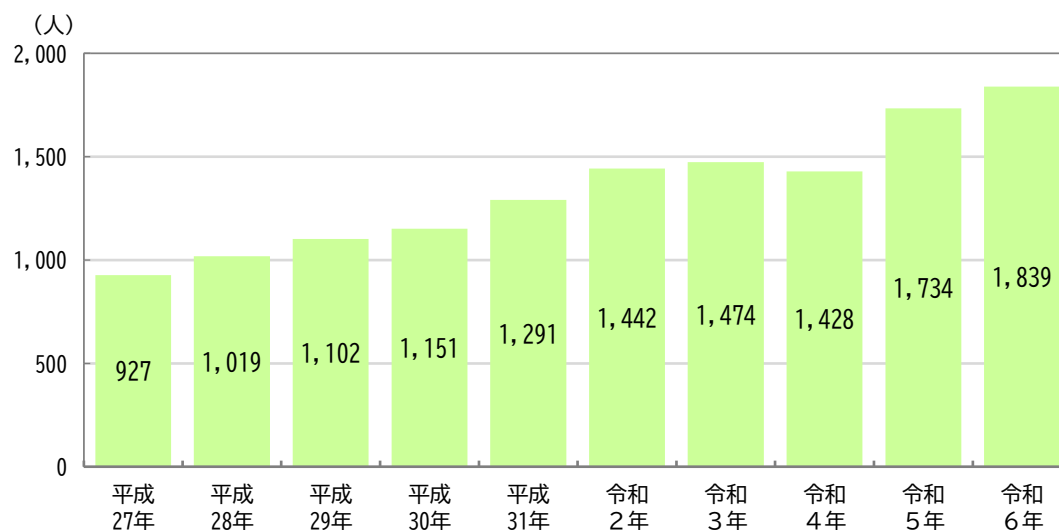
資料：住民基本台帳（各年 3 月末時点）

(3) 外国人人口の状況

本市の外国人人口は増加傾向にあり、令和6年3月末には1,839人となっています。平成27年から令和6年にかけて約2倍となっています。

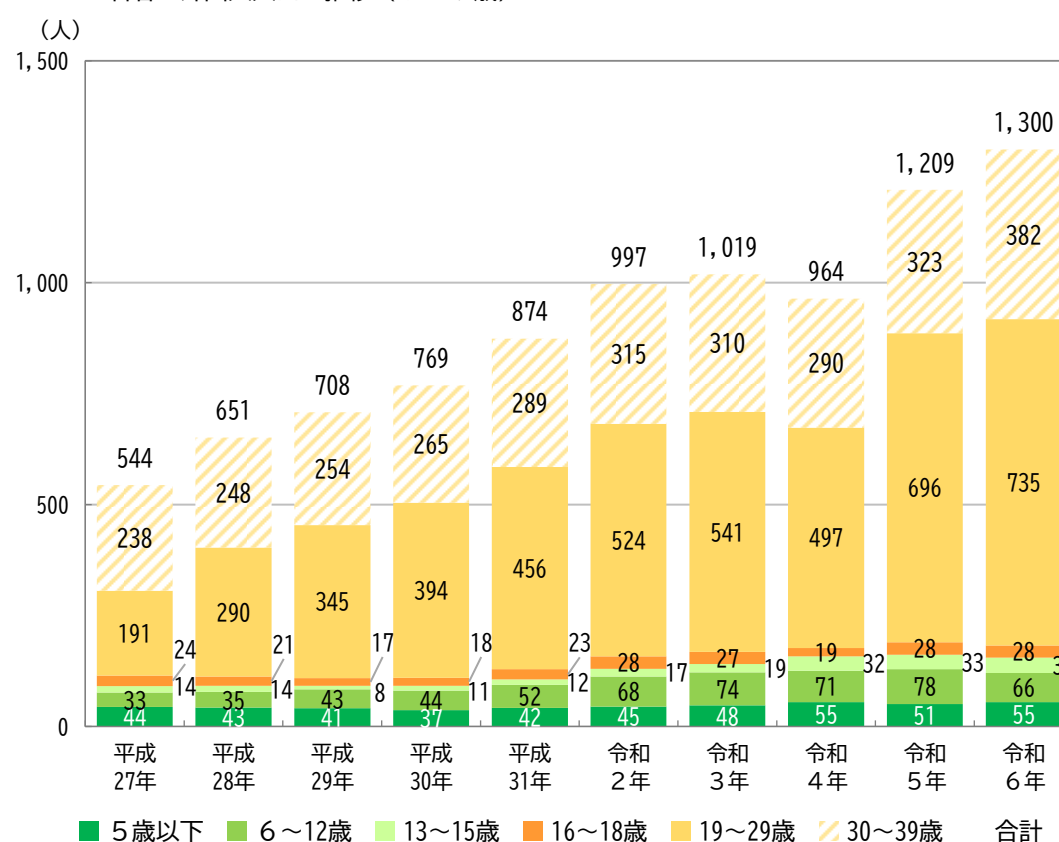
年代別でみると、特に19～29歳で増加しています。

■外国人人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

■こども・若者の外国人人口の推移（0～39歳）



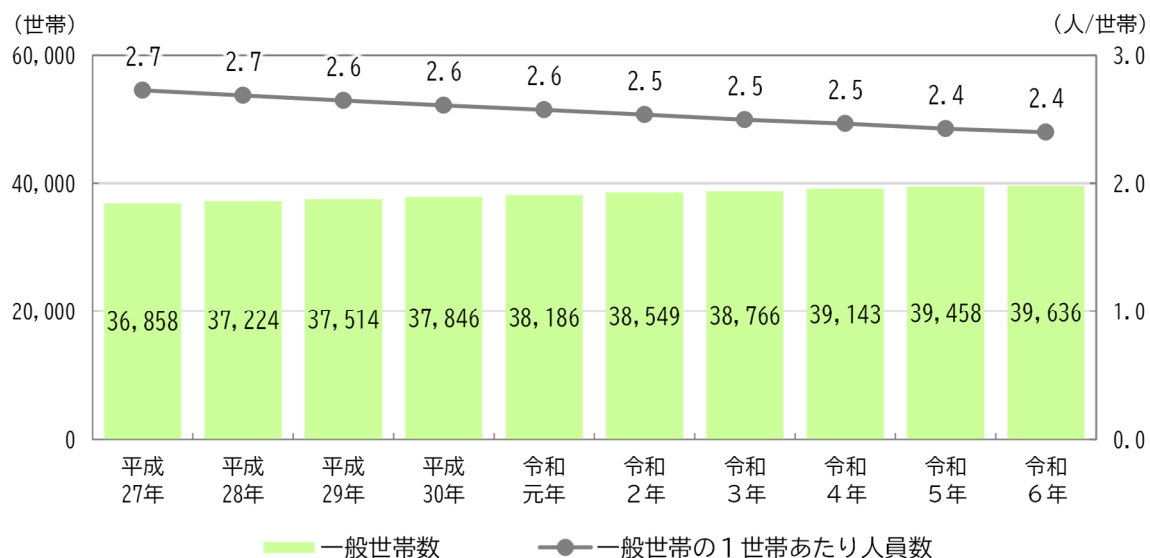
資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

(4) 世帯の状況

本市の世帯数は年々増加し、令和6年12月末で39,636世帯となっています。一方で、1世帯あたり人員数は年々減少し、令和6年12月末で2.4人となっています。

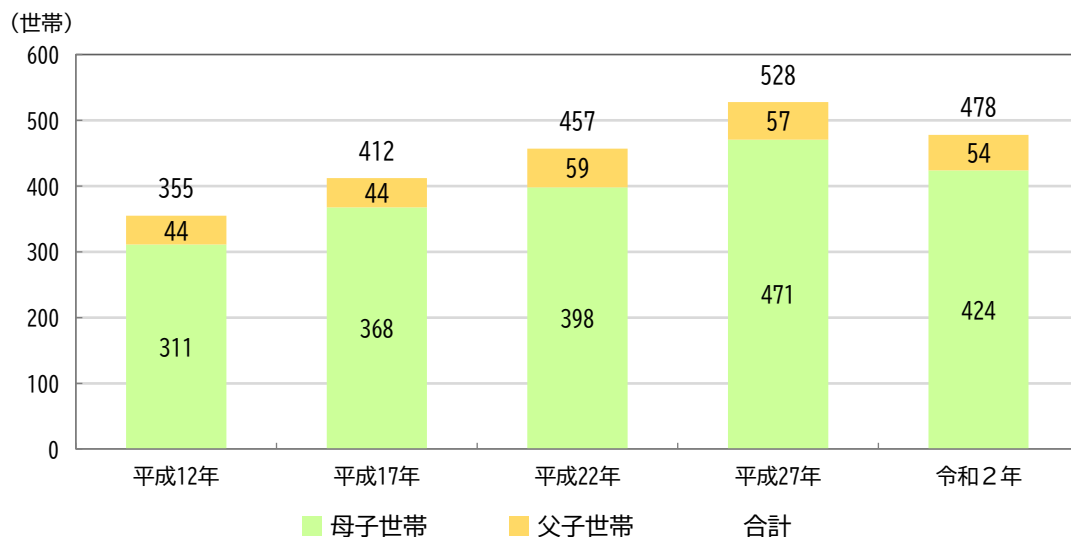
本市のひとり親世帯数をみると、母子世帯は、平成12年から平成27年にかけて増加していましたが、令和2年にはやや減少し、424世帯となっています。また、父子世帯は40～50世帯台で増減しながら推移しています。

■世帯数及び1世帯あたり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年12月末時点）

■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

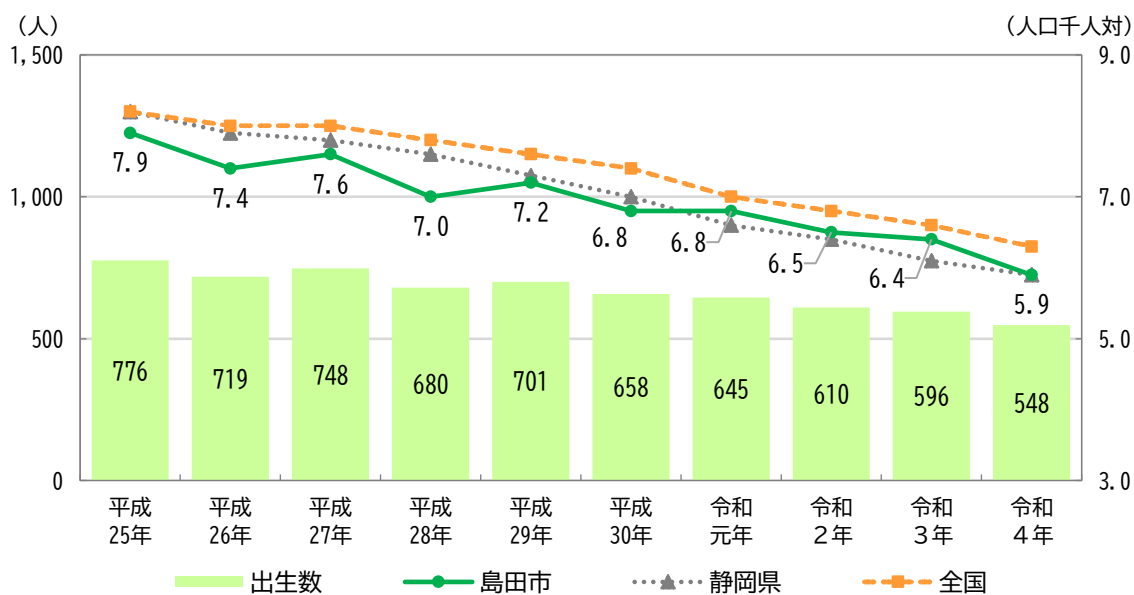
(5) 出生等の状況

出生数は減少傾向にあり、令和4年で548人となっています。

人口1,000人に対する出生率は、増減しながら減少傾向で推移しており、令和元年以降は全国よりは低いものの、静岡県よりは高く推移していましたが、令和4年には静岡県と同じ5.9となっています。

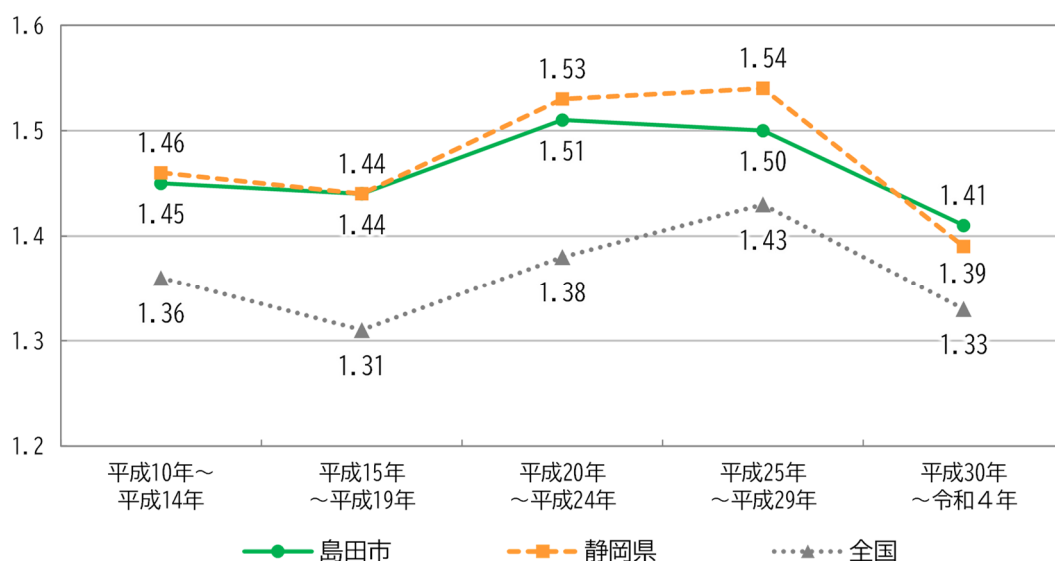
合計特殊出生率は、平成30年～令和4年までの直近の値では1.41となっており、静岡県、全国を上回っていますが、平成10～平成14年以降最も低くなっています。

■出生数及び出生率の推移



資料：静岡県人口動態統計

■合計特殊出生率の推移



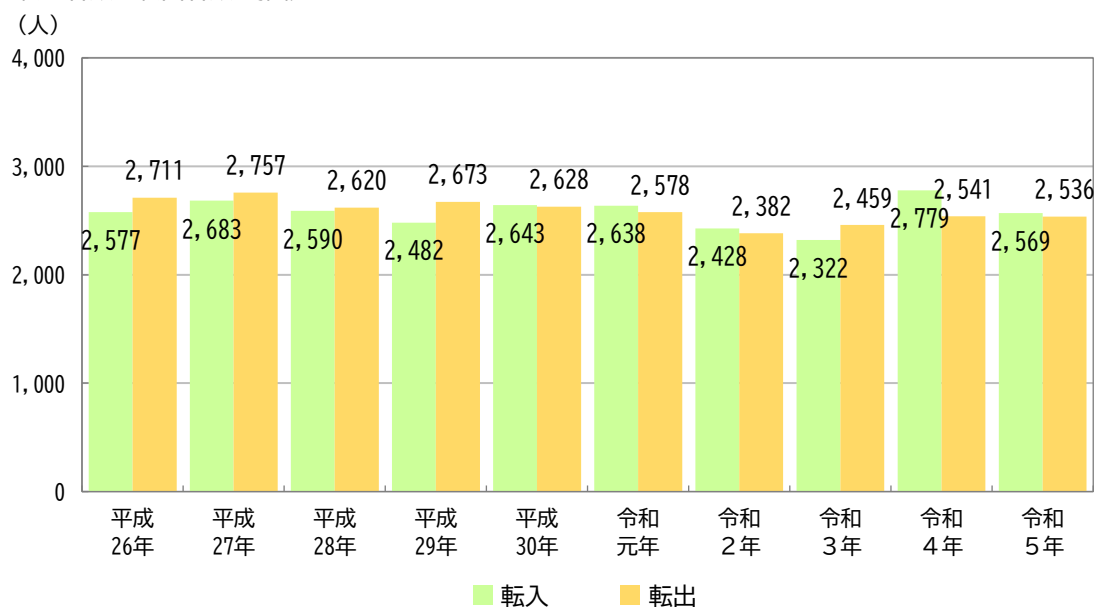
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(6) 転入・転出の状況

転入者数は増減しながらほぼ横ばいで推移しており、令和5年には 2,569 人となっています。

一方で、転出者数は減少傾向にあり、令和3年以降で増減しているものの、おおむね平成30年以降で転入者数を下回っています。

■転入者数・転出者数の推移

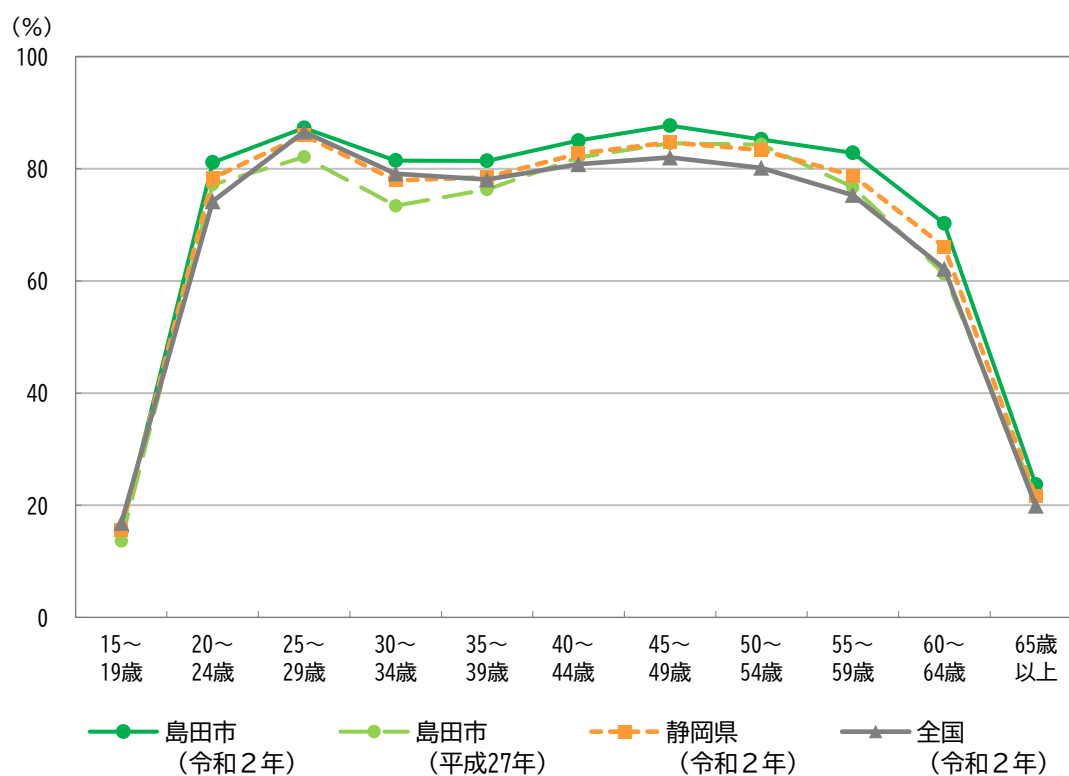


資料：市民課（各年1月1日～12月31日）

(7) 就業の状況

女性の労働力率は、経年で比較すると全体的に上昇していますが、未だ30歳代で割合が低い「M字カーブ」になっており、出産・子育て期に離職する女性が多いことが想定されます。15～19歳を除くすべての年代で、静岡県、全国よりも高くなっています。

■女性の労働力率



(%)

	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 歳 以上
島田市 (令和2年)	15.3	81.1	87.3	81.5	81.4	85.0	87.7	85.2	82.8	70.2	23.7
島田市 (平成27年)	13.6	77.2	82.1	73.4	76.3	82.0	84.5	84.3	76.7	61.2	21.4
静岡県 (令和2年)	15.6	78.4	86.0	77.9	78.5	82.7	84.7	83.3	78.7	66.1	21.5
全国 (令和2年)	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9

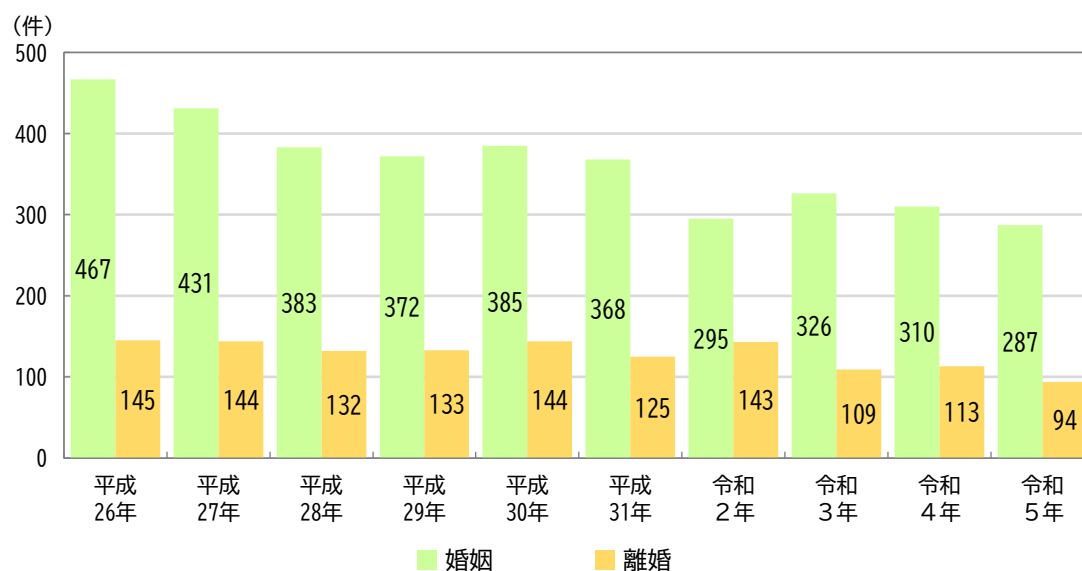
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(8) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は増減しながら推移しており、令和5年で287件となっています。離婚件数についても増減しながら推移しており、令和5年で94件となっています。

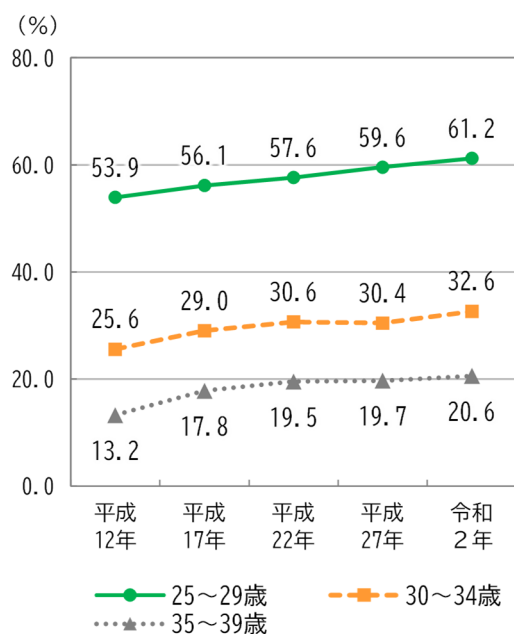
未婚率は、男女ともに上昇傾向にあります。

■婚姻・離婚件数の推移

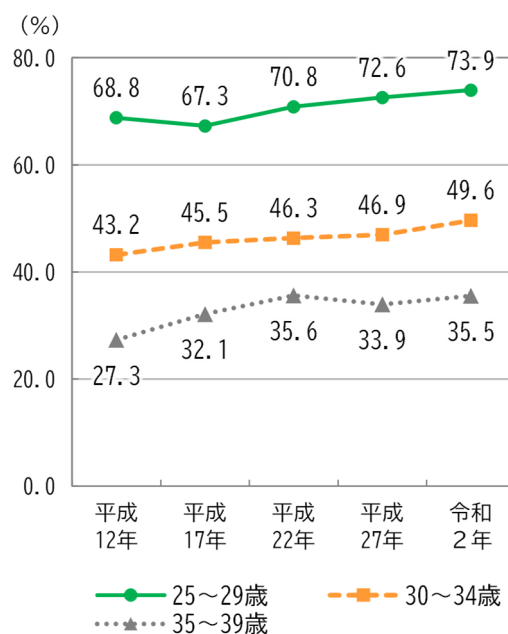


資料：市民課（各年1月1日～12月31日）

■未婚率の推移（女性）



■未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(9) 要保護児童の状況

子育て応援課家庭児童相談係では、虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童の早期発見や、適切な保護を図るための相談支援を実施しています。

子育て応援課家庭児童相談係への相談件数は、増減しながら推移しており、令和5年度で705件となっています。相談内容別にみると、養護相談が最も多くなっており、令和5年度では相談件数全体のうち6割以上を占めています。

児童虐待相談件数は減少傾向となっており、令和5年度には161件となっています。種別でみると、いずれの年度においても身体的虐待が最も多くなっています。

■相談件数の推移

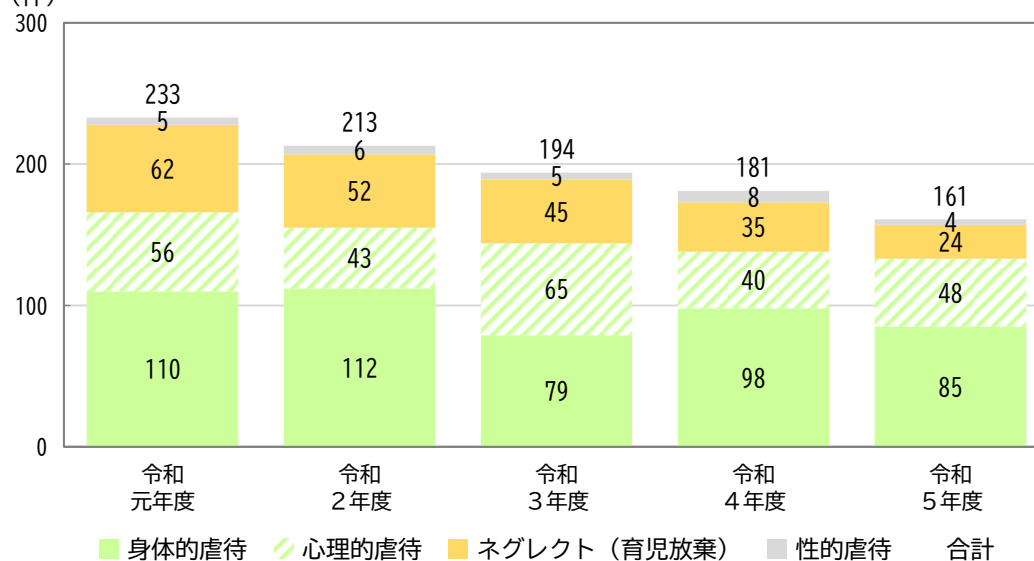
(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護相談	365	353	349	331	451
保健相談	35	12	7	12	9
障害相談	43	15	14	16	7
非行相談	21	13	9	8	7
育成相談	90	67	69	52	41
その他	258	208	188	170	190
合計	812	668	636	589	705

資料：子育て応援課

■児童虐待相談件数の推移

(件)



資料：子育て応援課（各年度末時点）

(10) 特別な支援が必要なこどもの状況

子育て応援課発達相談係では、発達が気になるこどもに関する相談を、こども発達支援センターふわりでは、発達支援（療育）と障害児相談支援を実施しています。

こどもの発達に関する相談件数及び障害児相談支援等件数は、ともに増加傾向にあります。

■発達が気になるこどもの相談件数の推移 (件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来所による 発達相談	117	335	330	427	466

資料：子育て応援課

■こども発達支援センターふわり通園状況の推移 (人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期 通園	在籍人数	24	24	23	25	23
	延べ人数	4,227	3,653	3,781	4,317	4,627
親子 通園	在籍人数	27	21	24	26	20
	延べ人数	571	450	492	383	429
並行 通園	在籍人数	42	38	29	30	28
	延べ人数	847	789	840	725	642
合計	在籍人数	93	83	76	81	71
	延べ人数	5,645	4,892	5,113	5,425	5,698

資料：子育て応援課

■こども発達支援センターふわり障害児相談支援等件数の推移 (件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援等	404	420	452	408	516

資料：子育て応援課

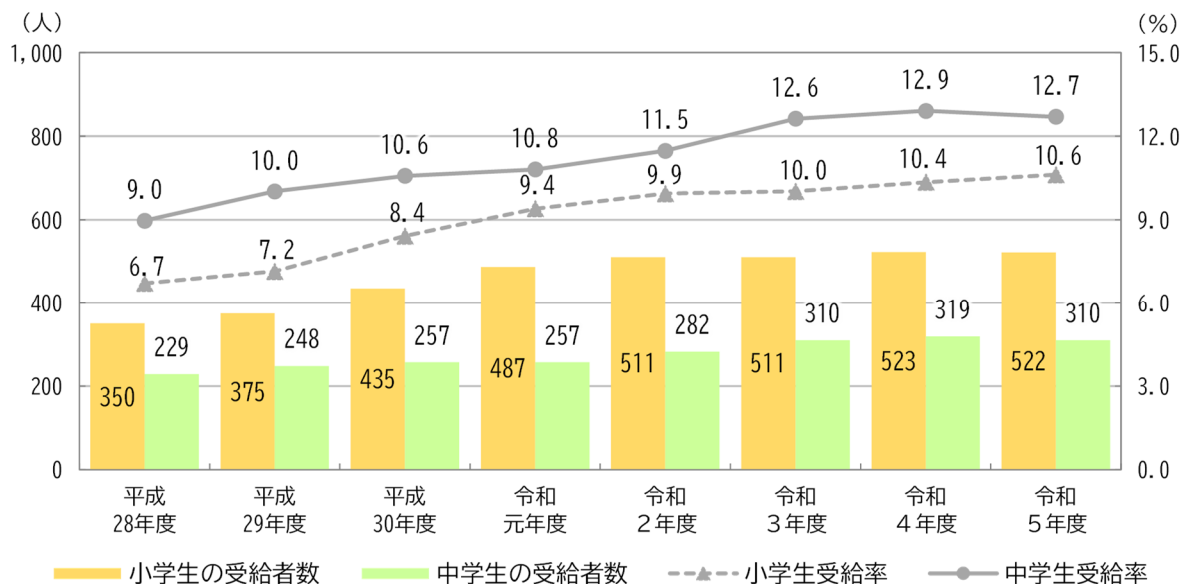
(11) 就学援助等の状況

就学援助受給者数は、小学生・中学生ともに増加傾向となっています。令和5年度には小学生で522人、中学生で310人となっています。

受給率は、中学生が小学生を上回って推移しています。

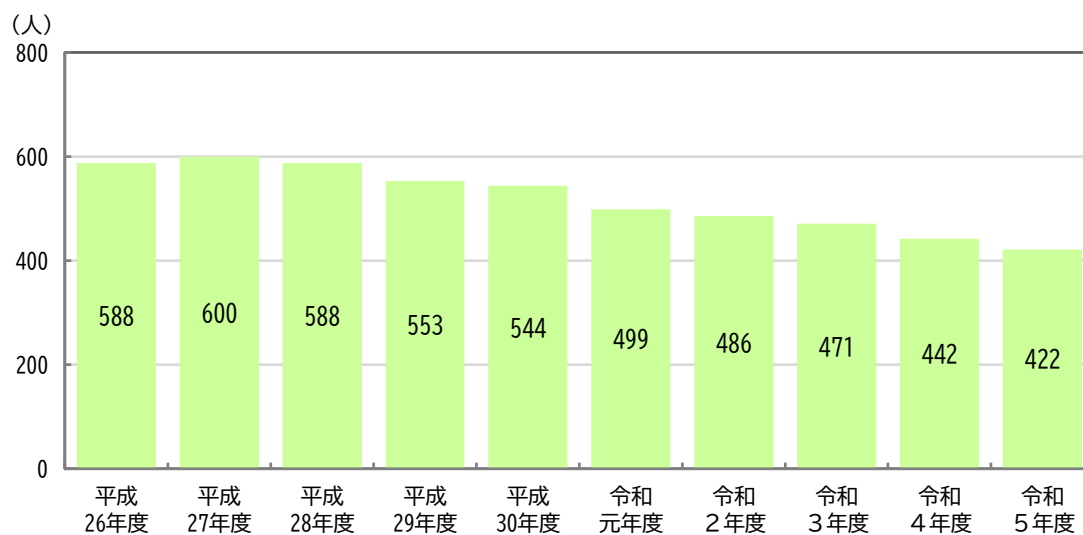
児童扶養手当受給者数は減少傾向にあり、令和5年度には422人となっています。

■就学援助受給者数の推移



資料：教育総務課（各年度末時点）

■児童扶養手当受給者数の推移

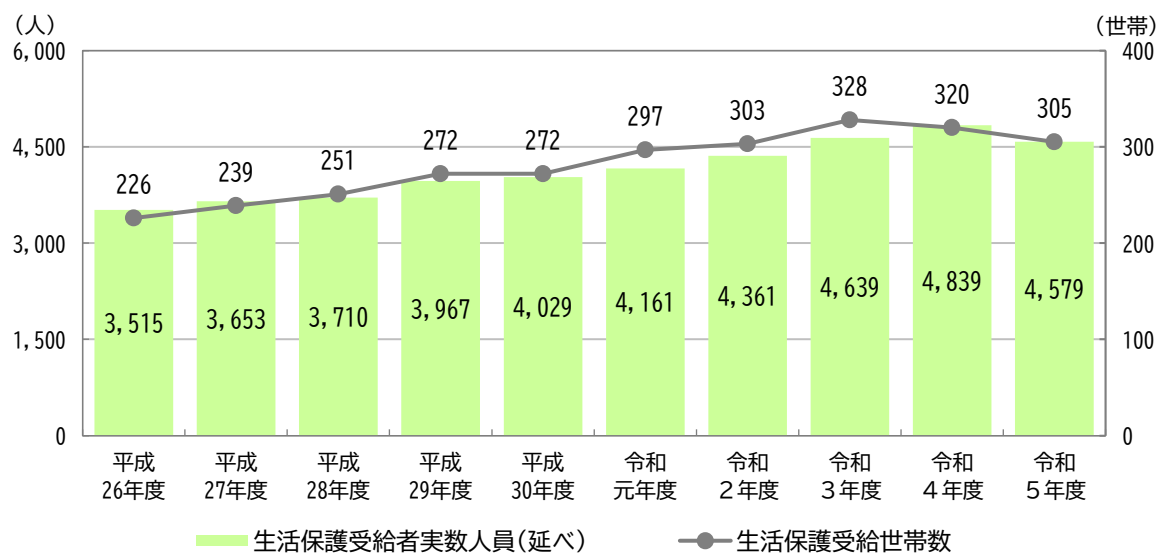


資料：子育て応援課（各年度末時点）

(12) 生活保護等の状況

生活保護受給者実数人員及び世帯数はいずれも増加傾向にあり、令和5年度の受給者数は延べ4,579人、世帯数は305世帯となっています。

■生活保護受給者実数人員及び生活保護受給世帯数の推移

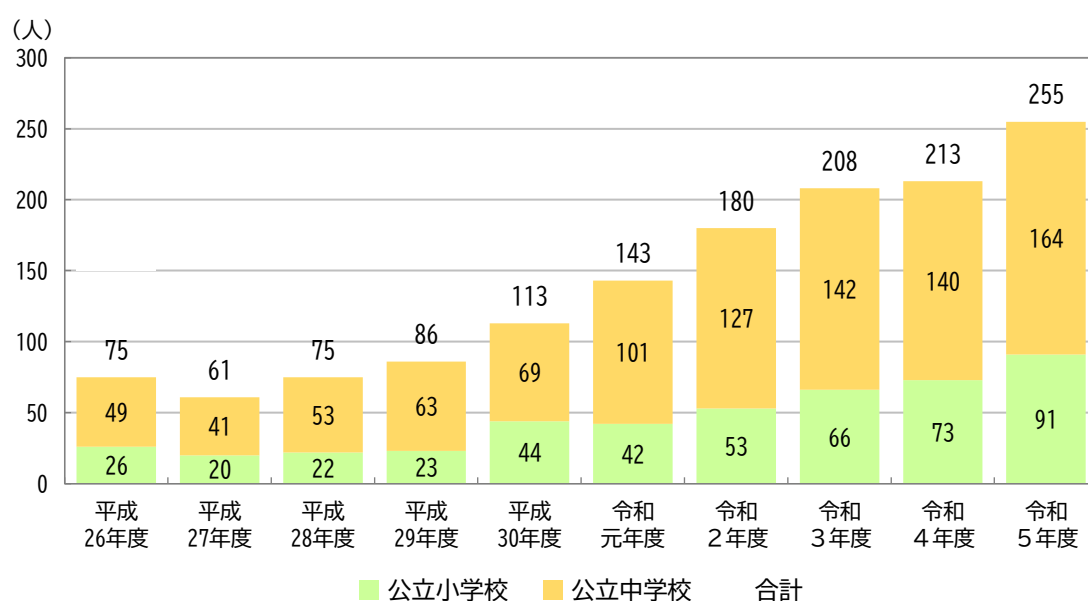


資料：地域福祉課

(13) 不登校の状況

不登校児童生徒数は、平成28年度以降増加傾向となっており、平成27年度から令和5年度にかけて全体で4.2倍となっています。なお、令和5年度には公立小学校で91人、公立中学校で164人となっています。

■不登校児童生徒数の推移

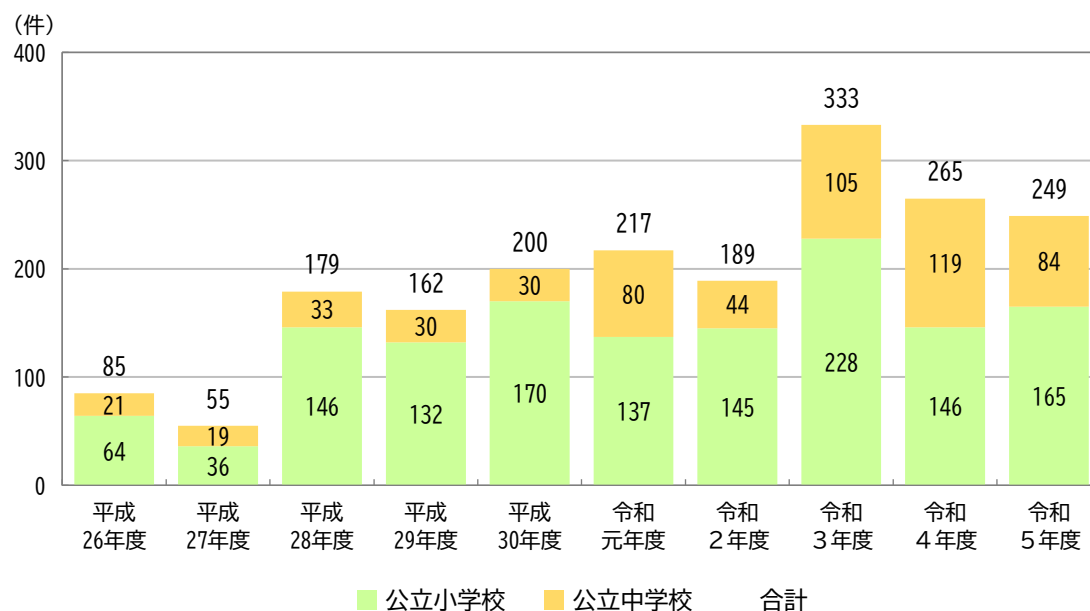


資料：学校教育課（各年度末時点）

(14) いじめの状況

いじめ認知件数は、増減しながら推移し、全体では令和3年度の333件をピークに減少に転じています。令和5年度には公立小学校で165件、公立中学校で84件となっています。

■いじめ認知件数の推移



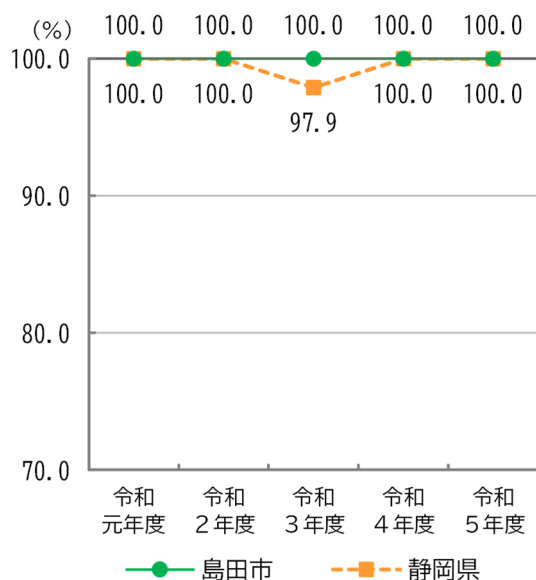
資料：学校教育課（各年度末時点）

(15) スクールカウンセラー等の状況

スクールカウンセラー配置率は、小学校・中学校ともに継続して 100.0%となっています。

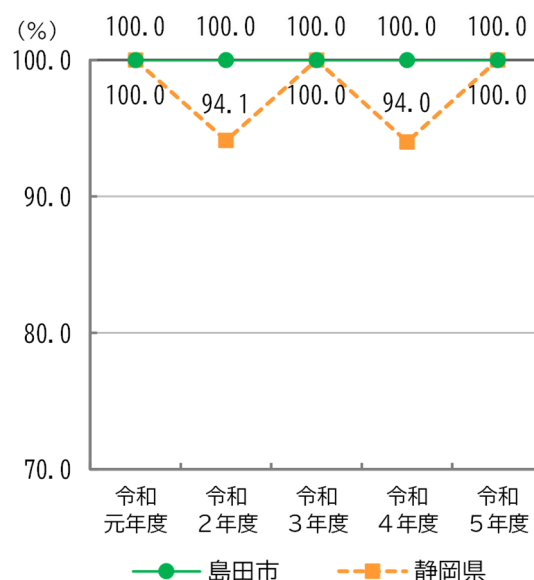
スクールソーシャルワーカーの相談対応件数は増加傾向にあり、令和5年度には相談のみの件数は1,210件、適切な機関につなげた件数は179件となっています。平成26年度から令和5年度にかけてそれぞれ約10倍、約3倍となっています。

■小学校のスクールカウンセラー配置率



※全国は令和3年度で89.9%となっています。
(「子供の貧困対策に関する有識者会議」資料)

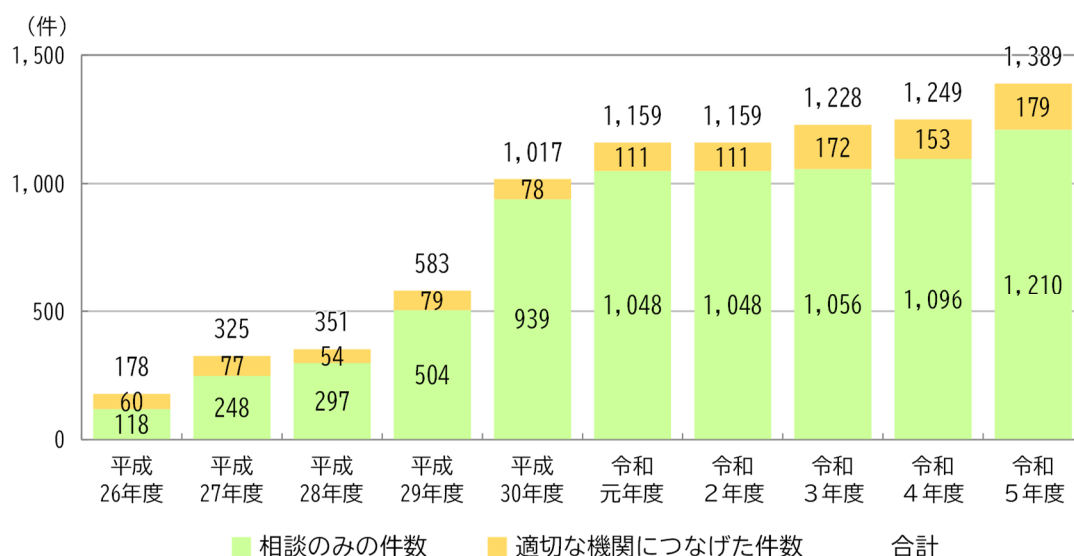
■中学校のスクールカウンセラー配置率



※全国は令和3年度で93.6%となっています。
(「子供の貧困対策に関する有識者会議」資料)

資料：学校教育課

■スクールソーシャルワーカーの相談対応件数の推移



資料：学校教育課（各年度末時点）

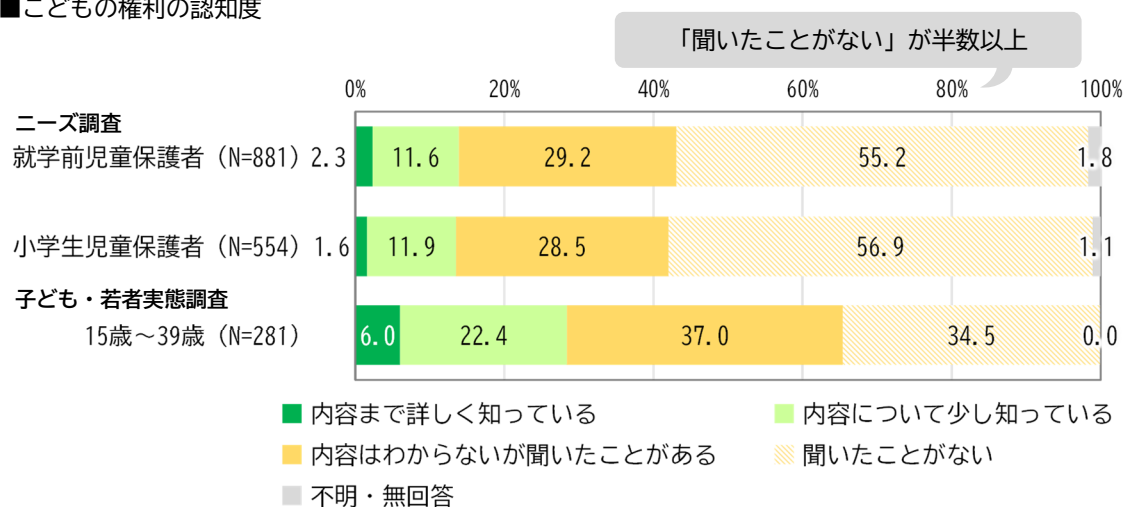
2 アンケート調査結果からみる島田市の現況

(1) こどもの権利について

こどもの権利の認知度について、ニーズ調査では『知っている』が就学前児童保護者で13.9%、小学生児童保護者で13.5%となっており、「聞いたことがない」がそれぞれ5割以上を占めています。子ども・若者実態調査では『知っている』が28.4%となっています。

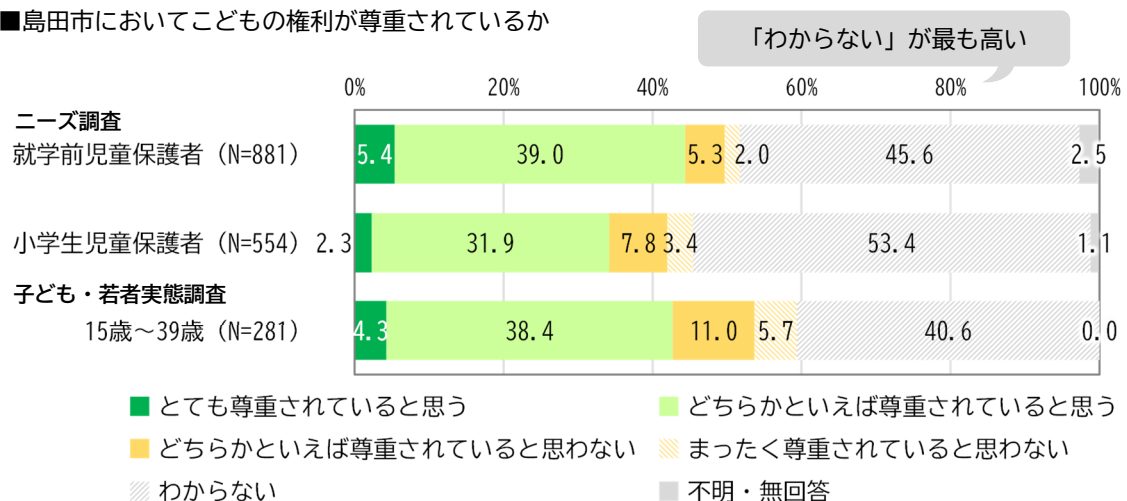
島田市においてこどもの権利が尊重されているかについて、いずれの調査においても「わからない」が最も高くなっています。ニーズ調査では『尊重されている』が就学前児童保護者で44.4%、小学生児童保護者で34.2%となっています。子ども・若者実態調査では『尊重されている』が42.7%となっています。

■こどもの権利の認知度



※『知っている』:「内容まで詳しく知っている」と「内容について少し知っている」の合算

■島田市においてこどもの権利が尊重されているか

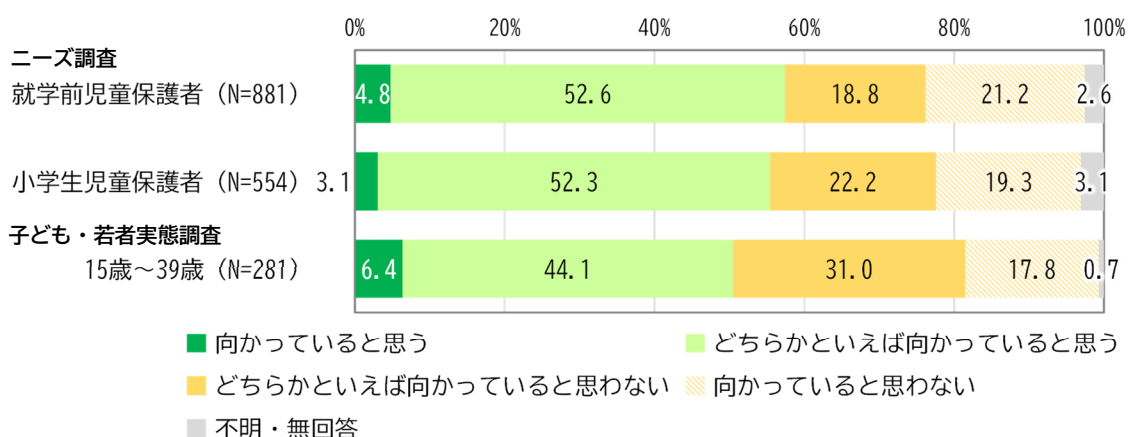


※『尊重されている』:「とても尊重されていると思う」と「どちらかといえば尊重されていると思う」の合算

(2) こどもまんなか社会について

島田市がこどもまんなか社会に向かっていると思うかについて、ニーズ調査では『向かっている』が就学前児童保護者で57.4%、小学生児童保護者で55.4%となっています。子ども・若者実態調査では『向かっている』が50.5%となっています。

■島田市がこどもまんなか社会に向かっていると思うか

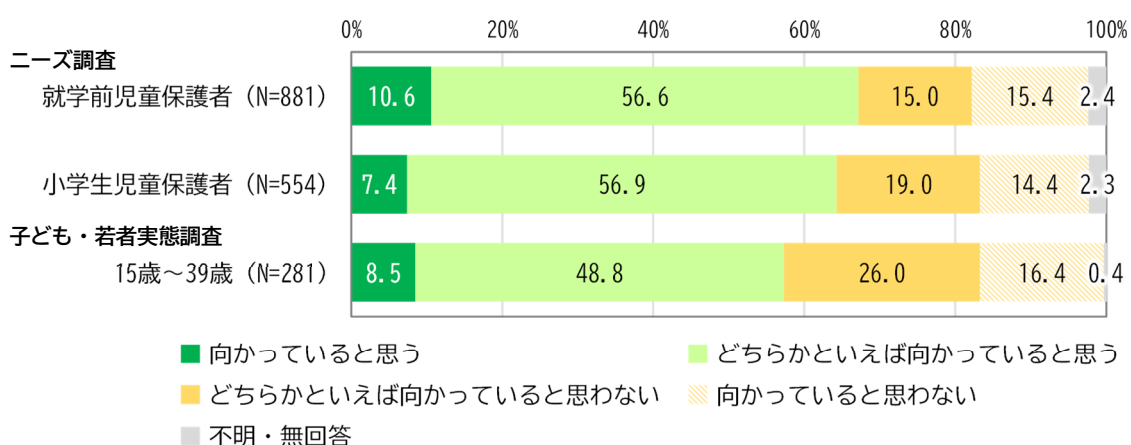


※『向かっている』:「向かっていると思う」と「どちらかといえば向かっていると思う」の合算

(3) 結婚、妊娠、こども、子育てに温かい社会の実現について

島田市が結婚、妊娠、こども、子育てに温かい社会の実現に向かっていると思うかについて、ニーズ調査では『向かっている』が就学前児童保護者で67.2%、小学生児童保護者で64.3%となっています。子ども・若者実態調査では『向かっている』が57.3%となっています。

■島田市が結婚、妊娠、こども、子育てに温かい社会の実現に向かっていると思うか



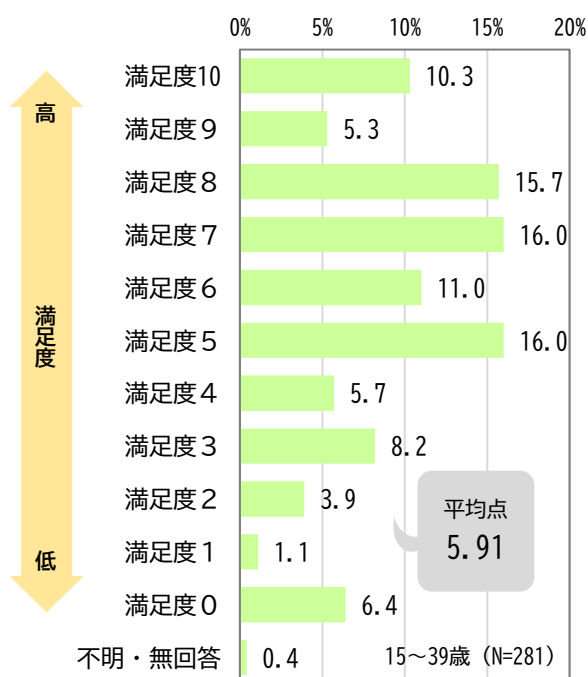
※『向かっている』:「向かっていると思う」と「どちらかといえば向かっていると思う」の合算

(4) 生活全般の満足度について

生活全般の満足度について、子ども・若者実態調査では「満足度7」「満足度5」が最も高く、次いで「満足度8」となっています。なお、平均点は5.91となっています。

■生活全般の満足度

子ども・若者実態調査

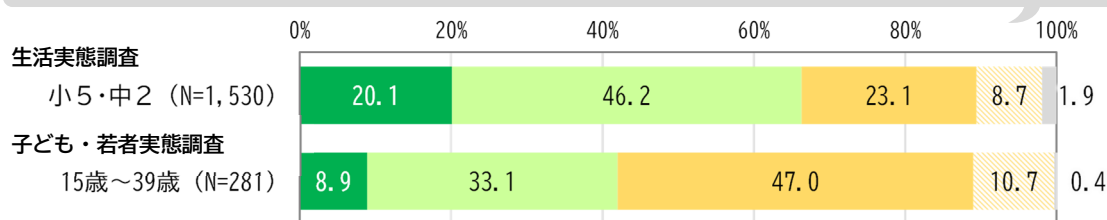


(5) こども・若者の意見聴取について

島田市の取り組みにおいて、こども・若者の意見が聞いてもらえていると思うかについて、生活実態調査では『聞いてもらえている』が小5・中2で66.3%となっています。子ども・若者実態調査では『聞いてもらえている』が42.0%、『聞いてもらえていない』が57.7%となっています。

■島田市の取り組みにおいてこども・若者の意見が聞いてもらえていると思うか

子ども・若者実態調査で『聞いてもらえていない』が『聞いてもらえている』より高くなっている



■ 聞いてもらえていると思う ■ どちらかといえば聞いてもらえていると思う

■ あまり聞いてもらえていないと思う ■ まったく聞いてもらえていないと思う

■ 不明・無回答

※『聞いてもらえている』:「聞いてもらえていると思う」と「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」の合算
『聞いてもらえていない』:「あまり聞いてもらえていないと思う」と「まったく聞いてもらえていないと思う」の合算



第3章

計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

本市では、これまで子育て当事者に寄り添い、こどもを中心とした子育て支援を進めてきました。

国では、「こども基本法」が制定され、すべてのこども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指した取り組みが進められています。

本市においても、これまで取り組んできたこども・若者や子育てに関する施策や「島田市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、新たに「こども・若者の権利の尊重」や「当事者意見の尊重・反映」等の考え方を加えた総合的な取り組みを家族、学校、地域、事業者、行政等が一体となって推進していくことが重要になります。

すべてのこども・若者の個性と可能性を大切に、地域全体で成長を支え合える「子育て応援都市」を実現するため、以下の基本理念を掲げます。

島田市こども計画 基本理念

こども かがやく しまいく

～育てよう 自分らしく生きる力を 支えよう こども・若者の笑顔を～

“しまいく”とは・・・

島田市で保育すること、教育すること、子育てすること、また、それらを支援する施策などを『しまいく』と呼びます。

みんなが一番大切！
みんなが主役だよ！



基本理念のキーワード

こども・若者に対して実施した各種アンケートで、「島田市がどんなまちになったらいいか」に対して挙げられた主な意見をまとめました。



2 計画の視点

基本理念の実現に向け、以下の5つの視点を基本としながら、計画を推進します。

視点1 こども・若者の幸せを第一に考える

こども・若者は、未来を担う存在であり、地域の大切な宝です。こども・若者の幸せを第一に考え、障害の有無や国籍等にかかわらず、すべてのこども・若者の最善の利益が実現される社会に向けて取り組みを進めます。

視点2 こども・若者、子育て当事者の視点を尊重する

こども・若者、子育て当事者などの視点が尊重されるよう、思いや願い、意見を汲み取り、反映しながら、こども・若者、子育てに関する支援や取り組みを進めます。

視点3 家族になること、親になること、子育てをすること、それらが安心して実現できるよう切れ目なく支援する

こども・若者が、子育てに夢を持ち、喜びを実感できるよう、安心してこどもを生み育てられる社会環境の整備に努めるとともに、子育て当事者に寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげるための取り組みを進めます。

視点4 援助を特に必要とするこども・若者、その家族への支援体制の充実を図る

すべてのこども・若者が生まれ育った環境などにかかわらず、夢や希望を持ち、豊かな人生を送れるように、誰一人取り残さない支援や様々な機会の提供などの取り組みを進めます。

視点5 家庭、地域、学校、行政、民間団体などが連携して、社会全体でこども・若者の成長を支える

こども・若者の健やかな成長を支えるため、こども・若者に身近な家庭、地域、学校、行政、民間団体などが連携して、こども・若者や子育て当事者に寄り添い、支え合うことができる地域社会の実現に向けて取り組みを進めます。

3 数値目標

国の「こども大綱」において位置づけられている数値目標を踏まえ、本計画において次の数値目標を掲げます。

■数値目標一覧

No.	項目	現状値(R5) (%)	目標(R11) (%)
1	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	①50.5 ③56.4	70
2	「生活に満足している」と思うこどもの割合	①47.3 ②54.1	70
3	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合 (自己肯定感の高さ)	①69.7 ②52.3	70
4	社会的スキルを身につけているこどもの割合	①51.6 ②58.8	80
5	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	①82.9 ②74.1	90
6	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	①96.1 ②95.4	現状維持
7	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	①55.5	70
8	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	①42.0 ②66.3	70
9	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	①66.2 ②75.3	80
10	「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	①19.9 ②51.7	55
11	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	②57.3 ③65.8	70
12	「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	③82.9	90

※①子ども・若者実態調査、②生活実態調査、③ニーズ調査

